## 審查基準,標準処理期間整理票

処分の内容		重要文化財所有者等以外の者による公開の許可				
根拠法令及び条項		文化財保護法第53条第1項				
審査基準	□ 有(第4条第1項に該当する場合を含む。) ■ 無(根拠:第4条第2項第2号に該当)					
	公表	する □ しない(公表した	ない場合の根拠:第	7条第4項第	号に該当	)
	【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。)					
	※未設定理由 事例ごとに文化財に与える影響は相違し、日本国民共通の財産である文化財を保護するためには、個々の事例について適切な判断をする必要がある。 そのため、画一的な基準を設定することは困難であり、また、設定したとしても、 有効で合理的な基準とはなり得ないため。					
審査基準 設定年月日		年 月 日	審 査 基 準 最終変更年月日	年	月	B
標準処理期間		□ 有(第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。)				
		期間( ■ 無(根拠:第6条にお	) コンア淮田 よる笠 4 タ	· 第9項第9号)	-	
		■ 無(依拠: 第0条にわ	いて平用する男4条	ま f f f f f f f f f f f f f f f f f f f	-政ヨ <i>)</i> 	
標準処理期間 設定年月日		年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年	月	Ħ
所管部署		蓮田市教育委員会生涯学習部社会教育課				
備考						

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。